

「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会 調査報告書」概要

川崎市教育委員会

「Ⅰ 事実関係の把握」「Ⅱ 検証と考察」については、個人に関する情報に関わる内容のため、「中間取りまとめ」と同様に非公開、または一部抜粋・要約した内容になっています。

◎「Ⅰ 事実関係の把握」

「中間取りまとめ」の公表後の調査の結果、新たな事実の記載はありません。

よって、中間取りまとめと同様の内容となっています。（一部字句修正等があります。）

◎「Ⅱ 検証と考察」のポイント

「中間取りまとめ」を踏まえ、先に提示していた検証の5つの視点を中心に再構成しています。

「8. 検証と考察のまとめ」(P. 20) より

本事案における最大の課題は、学校がAさんの状況を十分に把握できなかったことにある。12月までは登校していたAさんが、1月以降突然続けて登校しなくなった時点で学校は危機感を高め、組織的な支援体制をとり、登校できない原因や背景を探るべく何よりも本人・保護者と直接会って話を聞き、Aさんがおかれていた心理的な状況を汲み取る働きかけを最優先に対応すべきであった。

<生徒理解>

・学校が校内での情報の共有を心がけ、仲のよい生徒や近隣校からの情報収集に努め、保護者と連携を図りながら対応していたことは確認できた。

・しかし、Aさんの危機的状況に関する情報が手に入らなかったということや、まさかAさんが殺人事件に巻き込まれるとは思っていなかったという背景要因があったとはいえ、共感的理解に基づきAさんの内面に寄り添い、受容的な姿勢で積極的に関わっていくことが必要だった。

・「一人一人の内面に寄り添い、多角的、多面的に理解する」ということができているか、今一度見つめ直すことが必要である。

<校内体制>

・Aさんと直接連絡がつかない、直接会って状況を把握することができないという状態が長く続いてしまった。その背景には、校内の体制として、連絡・相談・情報共有は図られていたが、問題の背景の把握や指導方針・効果の共有、及び共感的理解に基づきそれらを振り返り、修正を図るためのサイクル等が十分に機能していなかったということが影響しているものと考えられる。

・学校は収集し得る断片的な情報を多面的・多角的に検討し、つなぎ合わせることで行動の背景を解釈し、その子にどのように関わればいいのか、また指導や関わりの効果がどうであるか等を振り返る作業を、担任が一人で行うのではなく、当該生徒や保護者と関わりがもてる複数の教員でチームを組織し、協働で行う必要がある。

<緊急支援体制>

・管理職は、日頃からどのような場合に緊急支援体制をとるのかを整理し、必要性を感じたときには躊躇なく判断が下せるように準備しておくことが求められる。

・緊急支援チームでは、チームを構成する教職員が持っている情報を出し合い、的確な状況把握に努めるとともに、お互いの役割をある程度明確にし、それに基づいて、問題解決に向けてそれぞれが連動して取り組んでいくような有機的なつながりが必要である。

・そのようなチームを機能させるには、全体を俯瞰して状況を把握し、指導方針や具体的な手立ての適否を判断し、修正を図るといったマネジメント能力が求められる。管理職を始め、生徒指

導担当、特別支援教育コーディネーター、児童支援コーディネーター等への研修を通して、更なる資質向上を図っていく必要がある。

＜関係機関との連携＞

- ・児童生徒指導において解決が困難な事案を一部の教職員が抱え込んでしまったり、学校だけで解決を図ろうとしても限界があり、本市では、区・教育担当を配置し、学校への支援に当たってきた。
- ・長期欠席傾向にある児童生徒について、その状況を学校と区・教育担当が共有できる仕組みを整え、教育委員会がより積極的に学校の状況を把握し、状況に応じて適切な指導・助言を行いながら、関係局・区、関係機関との連携をより進めていけるような体制の見直しが必要である。
- ・関係局・区等においては、どんな情報をどの程度、どのように共有するかの見極めを、より積極的かつ慎重に行い、また、学校においても、市役所・区役所のどの部署と連携すべきかを、管理職や生徒指導担当者等に周知徹底していくことが必要である。
- ・また、教育委員会もSSWの活用を含めた関係機関との連携が円滑に進むように、学校と関係機関を結ぶ窓口としての区・教育担当の機能がより充実するよう取り組んでいく必要がある。

＜生命尊重・人権尊重教育＞

- ・日頃から培う児童生徒と教職員との信頼関係を基礎に、自身や友人に被害のおそれがあるとき等は教職員をはじめとする身近な大人によく相談するということを繰り返し指導していくことが必要である。また、この取組を保護者、地域と連携を図り、工夫して進めていくことが求められる。

○全市的な取組のその他の検証項目（P. 17～P. 19のポイント）

○不登校対策

- ・小学校低学年における病欠を理由とする長期欠席傾向の児童が増加していること、また中学校においては、1年生の出現率が減少しているのに反して2年生から3年生への段階で増加している状況があり、その背景・原因を的確に分析しつつ、今までの不登校対策のあり方を見直していく必要がある。

○中学校生徒指導体制の見直し

- ・特別支援の視点を強めたり、生徒指導担当教諭のコーディネート機能を高めたりするなど、社会状況の変化や子供たちの変化に柔軟に対応できるよう、生徒指導体制の見直しが求められる。

○情報モラル教育

- ・パソコンや携帯電話をめぐるトラブルが、近年全国的に顕著な増加を示していることや、本市においても情報モラルに関するトラブルが多数発生している状況がある中、子供たちの交友関係が従来と違った広がりを見せ、大人からは見えづらい実態になっている現実に対し、実効的な指導に取り組んでいく必要がある。

◎「Ⅲ 再発防止策に関して」のポイント

「Ⅲ 再発防止に関して」（P. 22）より 「中間取りまとめ」で提示した以降のもの

○教育委員会としての取組

①長期欠席傾向のある児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策

- ・いわゆる“不登校”（年間30日以上欠席）とされる児童生徒だけでなく、“長期欠席傾向”のある児童生徒全体をケアの対象とし、学校に来ない（来られない）ということ自体が児童生徒自身あるいは家庭や学校に何らかの課題があるということのシグナルであると受け止めることとし、各学校と教育委員会 区・教育担当が連携を図り、個々の児童生徒の欠席について、

的確に状況を把握し、必要な対処が適切に行われているかを確認していく仕組みを確立する。

②情報モラル教育

- ・児童生徒の実態に応じ、判断力の育成に視点をあてた情報モラル教育を実施する。
- ・SNS 等の利用における課題や適切な利用方法・トラブル回避等について、児童生徒自らが、自分たちの問題としてとらえ、自ら考えながら意識を高めていくことにつながるような、児童生徒会活動への働きかけも検討していく。

③生命尊重・人権尊重教育

- ・“命が守られ尊重されること”、“あらゆる権利の侵害から逃れられること”、“状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること”など、相談できること、そして守ってもらえることが誰もがもっている権利であることを、しっかりと学ぶことができる権利学習資料を継続して学校に提供していくとともに、自ら危険を知り、自分を守るための具体的なプログラム等を学校に紹介していく。
- ・擬似体験や間接体験のような学習では得られない個別的な人権課題に関する内容や、生きることの意味や命の尊さを実感できる学習の取組について、学習方法の改善を図りながら各学校で着実に推進されるよう、教職員の一層の意識啓発と学校への働きかけを行う。
- ・各学校において、より体系的に生命尊重・人権尊重教育が実施されることを目指し、各教科等の学習において生命尊重・人権尊重教育のねらいとの関連を図り、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に生命尊重・人権尊重教育に取り組めるよう、教育課程に効果的に位置付けるための支援を行っていく。(全体計画の作成)

○学校に求める取組

①相談機関等の有効な活用に向けて

- ・子供の相談機関を一覧にまとめ、毎年、市立学校の児童生徒に配布している相談カード「ひとりで悩まないで」の認知度および活用度の実態調査アンケートの実施。アンケートの結果を分析し、より実効性のある取組となるよう児童生徒への啓発を推進する。

②児童生徒指導体制の見直し

- ・子供を巡る様々な状況を十分に理解し、個々の児童生徒の特性や状況を把握するにはどのような児童生徒理解が必要であるのかをしっかりと認識したうえで、児童生徒や保護者・家庭との信頼関係づくりに取り組む。学校全体で児童生徒指導に対する考え方を見直しながら、緊急支援チーム等の編成など状況に応じて柔軟で組織的な対応が可能になるような指導体制を再構築していく。
- ・その中心となる児童支援コーディネーターや生徒指導担当教諭のコーディネート機能をより高めながら、関係機関・関係施設との連携を強化していく。

○関係局区との連携

- ・長期欠席傾向にある児童生徒の状況を確実に把握するためには、学校の取組だけでは限界がある。家庭や子供たちに関する様々な情報や、地域での子供たちの実態に関する情報など、庁内に存する各種情報を、子供たちの安全・安心という観点からどのような情報連携が必要なのか、またどの程度可能なのか、全庁的視点から検討していく。

○保護者・地域との連携推進

- ・今回の事案を受けて、各区地域教育会議では、地域として何ができるのかを話し合い、情報交換を行うなど積極的な動きが見られ、その動きは各中学校区地域教育会議にも波及しつつある。学校と地域教育会議との関係をより積極的に深めていきつつ、課題解決に向けての取組を検討し

ていく。

・また、PTA・町内会・子供会等の関係団体とも連携して、児童生徒の安全・安心な体制づくりを推進していく。

○警察との情報連携

・児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、学校・教育委員会と警察との連携を実効的に進めていくことをめざし、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」(案)が承認された。

・今後、川崎市情報公開運営審議会への諮問を経て、協定締結に向けた具体的動きを進めていく予定であり、効果的で実効性のある情報連携が可能になるような運用方法を検討していく。